◆区分所有建物を申込みされる皆様へ

入札・契約保証金の取扱いについて、次の点にご留意ください。

【入札に際して】

入札書に記載する金額は建物に係る消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。

【契約締結に際して】（落札した場合）

1．契約金額は**建物に消費税及び地方消費税が課税されるため**、入札書記載金額と建物に係る消費税及び地方消費税額とを合算した金額となります。

2．契約締結に際しては、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金が必要となりますが、事前に納めていただいた入札保証金を契約保証金に充当します。

3．入札保証金額は、消費税及び地方消費税額を考慮していないことから、契約保証金に充当した場合、契約金額の 100 分の 10 以上に満たないケースも想定されます。その場合は、**契約締結時に契約保証金として必要な金額との差額を納めていただく必要があります。**

（例）価格割合が土地 70%、建物 30%で入札金額が 1,000 万円の場合

○入札に際して

入札保証金として、入札金額 1,000 万円の 100 分 10 以上、100 万円以上の納付が必要

○契約締結に際して

契約保証金として、建物に係る消費税及び地方消費税額（300 万円×0.1＝30 万円）を加算した契約金額 1,030 万円の 100 分 10 以上、103 万円以上の納付が必要

※ **仮に入札保証金の納付が 100 万円の場合、契約保証金として必要な額 103 万円との差額 3 万円の追加納付が必要となります。**

上記のとおり、入札保証金を用意するにあたっては、落札した場合には建物に係る消費税及び地方消費税を含んだ契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金がいる旨を考慮のうえ、ご用意ください。